

明星学園保護者と教職員の会 規約

明星学園保護者と教職員の会規約	1
明星学園保護者と教職員の会規約細則	11
別紙1～3	20
個人情報保護規程	23
個人情報保護に関する合意書	27
補足1～2	28
明星学園P.T.A.組織図	30
会議の進め方	31
参考	33

明星学園保護者と教職員の会 規約

施行 2019年2月24日

最終改正 2025年6月21日

章	節	条
第1章 (総則)		第1条 (名称)、第2条 (事務所)、第3条 (目的)、 第4条 (会の性格)
第2章 (活動)		第5条 (活動)
第3章 (会員)		第6条 (会員の種別)、第7条 (会員の権利及び義務)、 第8条 (入会)、第9条 (会費)
第4章 (役員等)		第10条 (役員等の定数)、第11条 (役員等の職務)、 第12条 (役員等の選任)、第13条 (役員等の任期)、 第14条 (役員等の解任)、第15条 (顧問)
第5章 (会議)	第1節 (会議の設置)	第16条 (会議の設置)
	第2節 (総会)	第17条 (総会の性格及び種類)、第18条 (総会の構成及び権能)、 第19条 (総会の開催)、第20条 (総会の招集)、 第21条 (総会の議長)、第22条 (総会の定足数)、 第23条 (総会の議決)、第24条 (総会の議決権等)、 第25条 (総会の議事録)
	第3節 (代表委員会)	第26条 (代表委員会の性格及び種類)、 第27条 (代表委員会の構成及び権能)、第28条 (代表委員会の開催)、 第29条 (代表委員会の招集)、第30条 (代表委員会の議長)、 第31条 (代表委員会の定足数)、第32条 (代表委員会の議案提案権)、 第33条 (代表委員会の議決)、第34条 (代表委員会の議決権等)、 第35条 (代表委員会の議事録)
	第4節 (役員会)	第36条 (役員会の構成及び権能)、 第37条 (役員会の招集及び開催)
	第5節 (会議の公開)	第38条 (会議の公開)
第6章 (学級保護者会及び学年学級委員会)		第39条 (学級保護者会)、第40条 (学年学級委員会)
第7章 (協力活動)		第41条 (協力活動)、第42条 (協力活動の運営)
第8章 (特別委員会)		第43条 (特別委員会の設置)、 第44条 (特別委員会の組織及び運営)
第9章 (P. T. A. サークル)		第45条 (P. T. A. サークルの設置)、 第46条 (P. T. A. サークルの構成及び運営)
第10章 (バザー事業)		第47条 (バザー事業の目的)、第48条 (バザー委員会の設置)、 第49条 (バザー委員会の組織と運営)、 第50条 (バザー連絡会議の設置)、 第51条 (バザー連絡会議の組織と運営)
第11章 (資産及び会計)		第52条 (資産の構成)、第53条 (会費)、 第54条 (資産の管理)、第55条 (会計の原則)、 第56条 (会計区分)、第57条 (経費の支弁)、 第58条 (事業計画及び収支予算)、 第59条 (予備費の設定及び使用)、第60条 (予算の追加及び更正)、 第61条 (事業報告及び収支決算)、第62条 (会計年度)
第12章 (改正)		第63条 (改正)
第13章 (事務職員)		第64条 (事務職員の設置)
第14章 (雑則)		第65条 (委任)、第66条 (細則)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「明星学園保護者と教職員の会」(略称「明星学園P. T. A.」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を明星学園(以下「学園」という。)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、明星教育の伝統を守り育て、かつその発展に寄与するために、次の目的を定める。

- (1) 教育基本法を基調とする学園の民主的な教育の発展のために力を合わせる。
- (2) 保護者と教職員は、連携して児童生徒の人格形成を培い、地域社会と交流を深め、文化の向上と福祉の増進を図る。
- (3) 会員相互の親和と研鑽を図る。

(会の性格)

第4条 本会は、次の性格を持つものとする。

- (1) 本会は、営利・宗派の宣伝や政治活動を目的とする団体等を利するような活動は行わない。
- (2) 本会の会員は、前号の活動のために、本会及び会員としての名称や地位を利用してはならない。
- (3) 本会は、目的を同じくする他の諸団体・諸機関と協力することができる。
- (4) 本会は、自主独立のものであり、他の団体や機関の支配・統制・干渉を受けてはならない。
- (5) 本会は、学園理事会・評議員会と学園に関する諸問題について懇談し、その運営について意見を述べ、また、学園外に必要な資料を提供することができる。ただし、学園の経営・管理・教職員の人事には干渉しない。

第2章 活動

(活動)

第5条 本会は、第3条(目的)の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教職員は、種々の機会を通じて児童生徒の教育問題について話し合う。
- (2) 学園の教育目的達成のための要請に応えると同時に、その計画を促進し、また、積極的に意見を述べる。
- (3) 児童生徒の学習上の施設や文化・厚生・養護に関する設備の改善を考慮し、その実施を援助する。
- (4) 学園の教育研究活動に対して各種の援助・協力をする。
- (5) 会員相互の教養を高め、厚生・福祉を増進するために、研究会・講演会・講習会を開催する。また、学園外における研究会等への会員の参加を奨励し援助する。
- (6) 学園の教育またはこの会に功労のあった会員に対して謝意を表す。
- (7) 会員は、学園の教育を正しく紹介することによって、新しい良識ある会員の獲得に努める。
- (8) 第3条(目的)の目的を達成するための障害の排除に努める。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 学園に在籍する児童生徒の保護者及び教職員。
- (2) 特別会員 特に学園の教育に共鳴し、本会の目的の援助を希望する者で、代表委員会の推薦を受けた者。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、次の権利を有し、また、義務を負う。

- (1) 会員は、この規約に定める一切の活動に参加し、種々の会合に出席することができる。
- (2) 正会員は、総会において1家庭あたり各1個の議決権を有する。
- (3) 特別会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(4) 会員は、規約並びに総会・代表委員会の議決を遵守し、本会の業務遂行に協力しなければならない。

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を付さない。

(会費)

第9条 正会員は、第53条（会費）に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員等

(役員等の定数)

第10条 本会に、次の役員等を置く。

(1) 役員

会長、副会長、書記、会計を、役員という。

イ 会長 1名（保護者）

ロ 副会長 6名（保護者3 教職員3）

ハ 書記 3名（保護者）

ニ 会計 2名（保護者）

(2) 監事 4名（保護者2 教職員2）

(3) 代表委員（保護者各学級1、学年学級委員長小学校、中学校、高等学校各1、バザー委員長、バザー委員各1、教職員小学校、中学校、高等学校各1）

(役員等の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があったときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 書記は、総会、代表委員会の記録・広報及び招集、連絡の業務を行う。

4 会計は、会計業務を担当する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 前号（会計監査）の規定による監査の結果、本会の財産に関し不正の行為または規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを代表委員会を経て総会に報告すること。

6 代表委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 代表委員は、代表委員会の審議・議決を通じて会の運営に参画する。

(2) 代表委員は、代表委員会を通じて会運営のための企画立案に参画する。

(3) 代表委員は、各学級、バザー委員会を代表し、それぞれの会務の執行に当たる。

(役員等の選任)

第12条 役員等の選任は次の通り行う。

(1) 代表委員

イ 保護者側代表委員は、次の通りとする。

・ 代表委員は全学級より各学級2名選任された学級代表のうち1名とする。ただし、学級代表は交替で代表委員として代表委員会に出席することができる。小学校・中学校・高等学校それぞれの学年学級委員長は、学級の代表委員を兼ねることができる。

・ バザー委員会で互選される委員長を含む2名が代表委員となる。

ロ 教職員側代表委員は、小学校、中学校、高等学校各1名を、教職員間において互選により選出する。

(2) 役員

イ 会長及び保護者側副会長、書記、会計は、選挙により選出し、総会の承認を得る。選出に関する規定は、別に定める。

ロ 教職員側副会長は、教職員間において互選により選出する。

(3) 監事

監事の選任には、前号〔(2)役員〕の規定を準用する。

- 2 役員、代表委員及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 役員、代表委員及び監事の被選出資格者は、1家庭あたり1名とする。

(役員等の任期)

第13条 役員等の任期は、次の通りとする。

(1) 代表委員

代表委員の任期は、第1回の代表委員会から翌年の第1回代表委員会までの1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。代表委員に支障があったときは、それぞれの選任方法によって速やかに補充する。補充された代表委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 役員

役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。役員に支障があったときは、それぞれの選任方法によって速やかに補充する。補充された役員の任期は、前役員の残任期間とする。

(3) 監事

監事の任期には、前号〔(2)役員〕の規定を準用する。

- 2 役員等は、辞任または任期満了後においても、後任が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(顧問)

第15条 本会は、代表委員会の推薦及び承認を経て、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、随時会長の諮問に応じ、また、各会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問の任期は、1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会議

第1節 会議の設置

(会議の設置)

第16条 本会の会議は、総会、代表委員会及び役員会とする。

第2節 総会

(総会の性格及び種類)

第17条 総会は、本会の最高議決機関であり、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成及び権能)

第18条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定とその変更に関する事。
- (4) 役員を選任及び解任に関する事。
- (5) 監事を選任に関する事。
- (6) 会費の額の決定に関する事。

(7) その他会の運営に関する重要事項に関すること。

(総会の開催)

第19条 通常総会は、毎年2回年度初及び年度末に開催する。年度末の総会は、役員等の承認を主たる議案とする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項（臨時総会の開催）第1号（代表委員会の請求）及び第2号（正会員の5分の1以上の請求）の規定による請求があったときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の開催日時、開催方法、目的及び審議事項を前もって通知する。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、正会員の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第23条 総会における議決事項は、第20条（総会の招集）第3項（日時、場所、目的の事前通知）の規定によってあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決権等)

第24条 正会員は、1家庭あたり各1個の議決権を有する。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、委任状を提出することにより出席に代えることができる。

3 第2項の場合における前2条〔第22条（総会の定足数）、第23条（総会の議決）〕の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

4 第14条（役員解任）に掲げる事項に関する議事については、当該処分の対象者は、当該処分に関する議事に加わることはできない。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることはできない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数（委任状提出数）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果

第3節 代表委員会

(代表委員会の性格及び種類)

第26条 代表委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、通常代表委員会と臨時代表委員会の2種とする。

(代表委員会の構成及び権能)

第27条 代表委員会は、役員、代表委員によって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 細則の改正
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (4) 役員及び監事候補者の選出に関すること。
- (5) 特別委員の選出に関すること。
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

2 代表委員は、各学級の会員の意見を十分に代表委員会に反映させなければならない。

(代表委員会の開催)

第28条 通常代表委員会は、原則として前年度に策定する年間予定表に従って開催する。必要に応じて当年度の事情を加味して調整することができる。

2 臨時代表委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 代表委員の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(代表委員会の招集)

第29条 代表委員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項（代表委員の2分の1以上の請求）の規定による請求があったときは、遅滞なく臨時代表委員会を招集しなければならない。

3 代表委員会を招集するときは、会議の開催日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会前までに通知しなければならない。

(代表委員会の議長)

第30条 代表委員会の議長は、その代表委員会において出席代表委員の中から選出する。ただし、第12条（役員等の選任）に定める役員及び監事の選挙に関する代表委員会においては、選挙管理委員の中から選出する。

(代表委員会の定足数)

第31条 代表委員会は、代表委員会構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(代表委員会の議案提案権)

第32条 代表委員会構成員は、議案の提案権を有する。

(代表委員会の議決)

第33条 代表委員会の議事は、出席した代表委員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代表委員会の議決権等)

第34条 代表委員会構成員は、各1個の議決権を有する。

2 代表委員会の議決について、特別の利害関係を有する代表委員会構成員は、その議事に加わることができない。

(代表委員会の議事録)

第35条 代表委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過及びその結果

第4節 役員会

(役員会の構成及び権能)

第36条 役員会は、会長、副会長、書記及び会計をもって構成し、次の事項につき計画案の作成に当たる。

- (1) 事業計画案及び事業報告案の作成
- (2) 予算案及び決算案の作成
- (3) その他会長が必要と認める事項

2 役員会は、総会及び代表委員会の議決に基づき、本会の全般に亘る会務を執行する。

(役員会の招集及び開催)

第37条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が主宰する。

第5節 会議の公開

(会議の公開)

第38条 各会議は、会員に対して公開される。

2 各会議の記録は、会員に対して公開される。

第6章 学級保護者会及び学年学級委員会

(学級保護者会)

第39条 本会は、P. T. A. 活動の基盤となるものとして学級保護者会を置く。

- 2 学級保護者会は、学級単位に正会員をもって構成し、互選により学級代表2名を置く。
- 3 学級保護者会においては、教育ならびに児童生徒に関する一切の問題について十分な話し合いを行う。
- 4 会の開催には、保護者側学級代表と関係教師は、そのために十分な配慮をしなければならない。

(学年学級委員会)

第40条 本会は、学級保護者会の意見をまとめ、調整をはかるため、学年学級委員会を置く。

- 2 学年学級委員会は、全学級の学級代表(各学級2名)によって構成する。
- 3 学年学級委員会は、小学校・中学校・高等学校別に行われるものとする。各学年学級委員会は連携を持ち、全体会を原則毎学期1回開催する。
- 4 学年学級委員会は、小学校・中学校・高等学校別に委員長を互選により選出し、会の執行に当たる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があったときは、その任務を代行する。
- 5 学年学級委員会は、各学年間の連絡調整を図り、各学級の運営に協力する。
- 6 学年学級委員会は、文化的活動を推進する。
 - (1) 活動の企画は、会員からの提案を学年学級委員会が受け審議を経て代表委員会に提案する。
 - (2) 企画された催事の運営は、原則として協力員が行う。
 - (3) 協力員は、催事のたびに募集し、決定する。

第7章 協力活動

(協力活動)

第41条 協力活動は、次の活動とする。

- (1) 厚生通学安全対策活動
- (2) 公費助成推進活動
- (3) 広報活動

(協力活動の運営)

第42条 協力活動の運営については、代表委員会の議決を経て別に定める。

第8章 特別委員会

(特別委員会の設置)

第43条 本会の目的を達成するために代表委員会の承認を経て特別委員会を設けることができる。

2 特別委員会は、代表委員会が議決した特命事項について調査・研究し、代表委員会に報告する。

(特別委員会の組織及び運営)

第44条 特別委員会の委員は、その都度会員の中から選出する。

2 委員会は、委員長を互選により選出し、会の運営に当たる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があったときは、その任務を代行する。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 委員長は、代表委員会と緊密な連携を保ちつつ、活動を進めなければならない。

5 委員長は、代表委員会に出席して委託された特命事項について意見を述べるができる。

第9章 P. T. A. サークル

(P. T. A. サークルの設置)

第45条 本会の目的を達成するために代表委員会の承認を経てP. T. A. サークル(以下「サークル」という。)を設けることができる。

2 サークルは、第3条第3号に定める「会員相互の親和と研鑽を図る」ことを目的とする。

3 サークルの認定に関する規定は、代表委員会の議決を経て、別に定める。

(サークルの構成及び運営)

第46条 サークルは、原則として本会の正会員をもって構成するものとするが、活動の趣旨に賛同する非会員を構成員とすることができる。

2 サークルは、代表者を互選により選出し、サークルの運営に当たる。

3 サークルは、必要に応じて代表者が招集し、自主的な活動を行う。

第10章 バザー事業

(バザー事業の目的)

第47条 本会のバザー事業は、次に掲げる事項を目的として実施する。

- (1) 児童生徒、会員、教職員及び学園関係者の親睦
- (2) 教育環境整備のための収益事業
- (3) イベント等を通じた地域との交流

(バザー委員会の設置)

第48条 本会は、バザー事業を円滑に進めるため、バザー委員会を置く。

(バザー委員会の組織と運営)

第49条 委員会は、各学級から選出される保護者と教職員若干名により構成する。

2 委員会は、委員長を互選により選出し、会の執行に当たる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があったときは、その任務を代行する。

3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 委員長は、代表委員会に適時適切な報告を行うとともに、明星会、後援会、その他学園関係者と緊密な連携を保ちつつ、自主的なバザー活動を運営する。

(バザー連絡会議の設置)

第50条 本会は、バザー事業を円滑に進めるため、必要に応じてバザー連絡会議を設けることができる。

(バザー連絡会議の組織と運営)

第51条 バザー連絡会議は、P. T. A.、明星会、後援会その他学園関係者をもって構成する。

- 2 バザー連絡会議は、本会の会長が関係各機関に要請し開催する。
- 3 バザー連絡会議の議長には本会の会長を、副議長には本会のバザー委員長をあてる。
- 4 バザー連絡会議は、バザー事業の実施に関する調整を図る。

第11章 資産及び会計

(資産の構成)

第52条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(会費)

第53条 会費は、保護者会員は、1家庭あたり年額 1,500円とし、保護者会員でない教職員会員については、1人あたり年額 1,500円とする。

(資産の管理)

第54条 本会の資産は、会長が管理する。

- 2 管理の方法は、代表委員会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第55条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- (1) 予算準拠の原則…収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 正規の簿記の原則…会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - イ 網羅性…本会の財産の動き、状態をすべて表していること。
 - ロ 検証性…検証可能な証拠に基づいて、記録されること。
 - ハ 秩序性…体系的に整然と記録されること。
- (3) 真実性・明瞭性の原則…収支決算書は、会計帳簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (4) 継続性の原則…会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して使用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第56条 本会の会計は、一般会計及びバザー事業特別会計に区分する。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の資産は、第3条(目的)の目的を達成するため以外には使わない。

(事業計画及び収支予算)

第58条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会において承認を得なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第59条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、代表委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第60条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。(以下補正予算という。)

2 補正予算は、次の各号のいずれかに該当するときに編成するものとする。

(1) 総会で承認された既定予算の10分の1を超える変更が必要となったとき。

(2) 予備費を超える支出が必要となったとき。(勘定科目間の流用が必要となったとき。)

(事業報告及び収支決算)

第61条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次期繰り越しとする。ただし、剰余金が前年度会費収入の5分の1を超える場合には、5分の1を超えた金額を総会の議決を経て、処分を決定する。

(会計年度)

第62条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 改正

(改正)

第63条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

第13章 事務職員

(事務職員の設置)

第64条 本会の事務を円滑に処理するため、専門事務職員を置くことができる。

2 常勤の事務職員は、有給とすることができる。必要な経費は、代表委員会の議決を経て、別に定める。

第14章 雑則

(委任)

第65条 この規約に定めのない事項については、代表委員会の議決を経て、決定する。

(細則)

第66条 この規約の施行について必要な細則は、代表委員会の議決を経て、これを定める。

附 則

- 1 この規約は、総会において承認された1978年3月4日から施行する。
- 2 旧第22条（常任委員の選出）、第29条（規約等の改正）及び付則第3項（会費）の改正規定は、1986年5月24日から施行する。
- 3 旧第17条（役職）第3号（書記）、第4号（会計）、第5号（会計監査）及び第19条（機関と組織）の改正規定は、1992年5月23日から施行する。
- 4 旧第17条（会員とその任務）第7号（常任委員）、第9号（バザー委員）、第19条（機関と組織）第5号（学年学級委員会）、第9号（バザー委員会）、第22条（常任委員の選出）第3号（学年学級委員長、専門部長、バザー委員長の就任）、第27条（バザー連絡会の設置）及び第28条（バザー連絡会の運営）の改正規定は、1998年5月16日から施行する。
- 5 旧第23条（役員の任期）及び第24条（専門部）の改正規定は、1999年5月22日から施行する。
- 6 旧第19条（機関と組織）第1号（定時総会）及び第3号（代議員会）の改正規定は、2002年6月1日から施行する。
- 7 この全部改正規定は、2003年5月24日から施行する。
- 8 第10条（役員等の定数）第1号（役員）及び第30条（代議員会の議長）の改正規定は、2005年3月12日から施行する。
- 9 第47条（P. T. A. サークルの設置）及び第48条（P. T. A. サークルの構成及び運営）の追加規定は、2006年3月18日から施行する。
- 10 第9条（会費）、第18条（総会の構成及び権能）、第54条（資産の構成）及び第55条（会費）の改正規定は、2009年4月1日から施行する。ただし、2009年度入学者の入会金については改正決定の日から施行する。
- 11 本暫定規約は、2010年3月6日に改正し、2010年3月6日より施行する。
- 12 本規約は、2011年3月5日に改正し、2011年3月6日より施行する。
- 13 本規約は、2014年3月8日に改正し、2014年3月9日より施行する。
- 14 第10条（役員等の定数）第1号（役員）の規定は、2019年2月23日に改正し、2020年4月1日より施行する。第10条（役員等の定数）第3号（代表委員）の規定は、2019年2月23日に改正し、2019年2月24日より施行する。
- 15 規約第20条（総会の招集）3項は2023年2月25日に改正し、2023年2月26日より施行する。
- 16 規約第2章（7）（8）（旧規約第2章（8）（9））は、旧規約第2章（7）（慶弔の記載）が削除されたことにより、2024年6月29日改正、2024年6月30日より施行する。
- 17 規約第28条（代表委員会の開催）、第49条（バザー委員会の組織と運営）4項、第50条（バザー連絡会議の設置）は、2025年6月21日に改正し、2025年6月22日より施行する。

明星学園保護者と教職員の会 規約細則

最終改正 2025年4月5日

章	条
第1章 (選挙規程)	第1条 (規程の目的)、第2条 (選挙の期日)、 第3条 (選挙管理委員会の設置)、第4条 (選挙管理委員会の独立)、 第5条 (選挙管理委員会の組織及び運営)、第6条 (選挙管理委員の任期)、 第7条 (選挙管理委員会の業務)、第8条 (選挙権)、第9条 (被選挙権)、 第10条 (立候補)、第11条 (推薦)、第12条 (選挙の方法)、 第13条 (不在者投票)、第14条 (無投票当選)、第15条 (無効投票)、 第16条 (総会承認)、第17条 (補欠選挙)、第18条 (委任)
第2章 (総会運営規程)	第19条 (規程の目的)、第20条 (議長を選出)、 第21条 (定足数の確認)、第22条 (議長の職務)、第23条 (議事の開閉)、 第24条 (議案の説明)、第25条 (議事の進行)、第26条 (討議)、 第27条 (議長の討議)、第28条 (緊急議案の提出)、 第29条 (採決の方法)、第30条 (修正案の採決)、 第31条 (採決結果の宣言)、第32条 (委任)
第3章 (代表委員会運営規程)	第33条 (代表委員会の運営)
第4章 (協力活動規程)	第34条 (厚生通学安全対策活動)、第35条 (公費助成推進活動)、 第36条 (広報活動)
第5章 (P. T. A. サークル規程)	第37条 (規程の目的)、第38条 (サークル開設認定の要件)、 第39条 (サークルの開設認定)、第40条 (認定の継続)、 第41条 (サークルの権利及び義務)、第42条 (顧問)、 第43条 (活動報告)、第44条 (活動の公開)、 第45条 (サークル構成員の募集)
第6章 (バザー事業規程)	第46条 (規程の目的)、第47条 (書記及び会計)、 第48条 (バザー委員の定数)、第49条 (バザー協力員)、 第50条 (会計報告)、第51条 (収益金の処分)、 第52条 (バザー事業の監査)、第53条 (バザー事業の進め方)
第7章 (会計規程)	第54条 (規程の目的)、第55条 (会計単位)、第56条 (資産の管理)、 第57条 (勘定科目)、第58条 (会計帳簿)、第59条 (帳票類)、 第60条 (記帳)、第61条 (金融機関との取引)、 第62条 (会計帳簿、帳票類の引継ぎ)、 第63条 (会計帳簿、帳票類の開示)、第64条 (収支決算)、 第65条 (収支計算書の構成)、
第8章 (監査規程)	第66条 (規程の目的)、第67条 (会計監査の実施)、第68条 (公正不偏)、 第69条 (監査の方法)
第9章 (改正)	第70条 (改正)

第1章 選挙規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、規約第12条 (役員等の選任) に定める選挙を公正に実施することを目的とする。

2 この規程は、会長及び保護者側副会長・書記・会計・監事の選挙について定める。

(選挙の期日)

第2条 第1条第2項の選挙は、通常年度末までに次年度について行う。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 本会は、第1条(規程の目的)に定める目的を円滑に実現し、かつ民主的に管理するために、代表委員会の議を経て選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の独立)

第4条 選挙管理委員会は、規約及び細則に定めることの他は、他の機関の拘束を受けない。

(選挙管理委員会の組織及び運営)

第5条 選挙管理委員会は、保護者側の他の役職をもたない会員中より各学年1名を選出し、計12名で構成する。

- 2 選挙管理委員会は、委員長を互選により選出し、委員会の執行にあたる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があったときは、その任務を代行する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(選挙管理委員の任期)

第6条 委員の任期は、通常業務の完了(総会での承認)をもって終了する。

ただし、補欠選挙を必要とする場合は、当該年度の選挙管理委員会が組織されるまでの間は、前年度の選挙管理委員会が、その業務に当たる。

(選挙管理委員会の業務)

第7条 選挙管理委員会は、本会の役員及び監事選挙に関する事務を統括し、次の業務を行う。

(1) 公示

イ 選挙する役員及び監事の役職別の定数

ロ 立候補、推薦の締切日

ハ 投票日

(2) 立候補・推薦の受付

全会員から、役員・監事候補者の立候補及び推薦を受付ける。

(3) 選挙広報

イ 全会員に、立候補者及び被推薦者の氏名及び立候補または推薦理由を公表する。

ロ 被推薦者の推薦受諾または辞退及び立候補者の立候補取り消しを受付ける。

ハ 確定候補者名簿を公表する。

被推薦者の辞退届及び立候補者の立候補取り消し届を受理し、役員・監事候補者名簿から外し、確定した候補者名簿を会員に公表する。

ただし、推薦辞退者は、推薦者の要請により選挙当日まで辞退を取り消すことができ、選挙当日は候補者と認められる。

(4) 投票及び開票の管理

(5) 当選者の確認及び公表

(6) その他選挙に必要な事項

(選挙権)

第8条 保護者側現代表委員会構成員(役員、各学級2名選任された学級代表、バザー委員会で互選される委員長を含む2名)が、各1個の選挙権を有する。

(被選挙権)

第9条 会長及び保護者側副会長・書記・会計・監事については、次年度に在籍が見込まれる保護者側正会員が、家庭毎に各1個の被選挙権を有する。ただし、選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(立候補)

第10条 立候補する者は、氏名、児童生徒の学年組、立候補する役職及び立候補理由を記載した立候補届を選挙管理委員会に届けなければならない。

2 一人の正会員は、同時に複数の役職に立候補することはできない。

(推薦)

第11条 正会員は、役員及び監事の候補者を推薦することができる。推薦者は、自らの氏名、児童生徒の学年組及び被推薦者の氏名、児童生徒の学年組、推薦する役職及び推薦理由を記載した推薦届を選挙管理委員会に届けなければならない。但し、被推薦者の正確な氏名がわからない場合は、児童生徒の学年等推測できる記載があれば、選挙管理委員会の判断にて届出を受理する。

2 推薦者は、一人の被推薦者を、同時に複数の役職に推薦することはできない。

3 一人の被推薦者は、同時に複数の役職の推薦を受諾することはできない。

(選挙の方法)

第12条 選挙は、会長は単記式無記名投票によって行い、副会長、書記、会計及び監事は、連記式無記名投票によって行う。

2 投票は、役職別に会長、副会長、書記、会計、監事の順に個別に行い、有効投票の多数を得た者を当選者とする。ただし得票数が同数であるときは、決選投票で決定する。決選投票においても決定できない場合は、くじで当選者を定める。何らかの理由で当選者が就任できないときは、次点者をもって当選者とする。

3 投票の様式は、選挙管理委員会が決定し、代表委員会に報告するものとする。

(不在者投票)

第13条 選挙人で、止むを得ない理由で投票所に行くことができない者の投票については、不在者投票を実施することができる。

2 不在者投票実施の是非及び実施する場合の実施方法については、選挙管理委員会が決定し、代表委員会に報告するものとする。

(無投票当選)

第14条 役員及び監事の候補者が、定数以下の場合の取扱いは、次の通りとする。

(1) 役員及び監事の候補者が定数と同数の場合は、無投票当選とする。信任投票は行わない。

(2) 役員及び監事の候補者が、定数に満たない場合は、候補者を無投票当選とする。信任投票は行わない。欠員については、ただちに、代表委員会において、代表委員会構成員の中より投票によって決定する。

(無効投票)

第15条 次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の様式に従っていないもの

(2) 候補者でない者を記載もしくは入力したもの

(3) 所定の被選挙人の数を超えて記載もしくは入力したもの

(4) 被選挙人の誰を記載もしくは入力したか確認し難いもの

(5) その他選挙管理委員会が無効と判定したもの

(総会承認)

第16条 選挙の当選者は、年度末の総会において、承認を得なければならない。

(補欠選挙)

第17条 役員及び監事が欠員となった場合の補欠選挙の実施の是非及び実施方法は、選挙管理委員会が決定し、代表委員会に報告するものとする。

(委任)

第18条 役員及び監事選挙に関し、規約及び細則に定めのない事項については、選挙管理委員会が決定する。

第2章 総会運営規程

(規程の目的)

第19条 本会の総会の運営については、規約に定めるもののほか、この規程に定めるところにより行う。

(議長の選出)

第20条 規約第21条（総会の議長）に定めるところにより、議長は、その総会において、出席正会員（以下会員という。）の中から選出する。

(定足数の確認)

第21条 議長は、総会成立の定足数を確認し、報告しなければならない。

2 規約第24条（総会の議決権等）の規定による委任は「議場の議決一任」とし、その様式は、役員会が決定し、代表委員会に報告する。

(議長の職務)

第22条 議長は、議事次第に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

2 議長は、出席した会員の発言を不当に制限してはならない。

(議事の開閉)

第23条 議事の開閉は、議長が宣する。

(議案の説明)

第24条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、他の者に説明させることができる。

(議事の進行)

第25条 議長は、採決を必要とする事項（審議事項）と採決を必要としない事項（報告事項）を区分して、議事を進めなければならない。

2 議長は、審議事項については、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分して、議事を進めなければならない。

(討議)

第26条 会員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 会員は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。

(議長の討議)

第27条 議長は、その職務を行っている間は、討議に加わることはできない。

(緊急議案の提出)

第28条 会員は、議事運営に関する事項について、いつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

3 緊急議案は、他の議案に優先して審議されなければならない。

(採決の方法)

第29条 会員は、採決について、賛成または反対のいずれか一方について行うものとする。

(修正案の採決)

第30条 原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が2つ以上あるときは、議長は、修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(採決結果の宣言)

第31条 議長は、議案の採決を行ったときは、その結果を報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(委任)

第32条 この規程に定めのない事項であつて、総会議事の運営について必要な事項は、議長がその都度これを定める。

第3章 代表委員会運営規程

(代表委員会の運営)

第33条 代表委員会の運営については、第2章総会運営規程(第19条～第32条)の規定を準用する。この場合においては、「正会員」または「会員」、「総会」をそれぞれ「代表委員会構成員」、「代表委員会」と読みかえるものとし、第20条(議長の選出)の「規約第21条(総会の議長)」は、「規約第30条(代表委員会の議長)」と読みかえるものとする。

第4章 協力活動規程

(厚生通学安全対策活動)

第34条 厚生通学安全対策活動は、次の通りとする。

- (1) 活動の取りまとめは、教職員側副会長と教職員が行う。
- (2) 活動は原則として協力員が行う。
- (3) 協力員は年度当初に、活動内容に応じて募集し、決定する。

(公費助成推進活動)

第35条 公費助成推進活動は、次の通りとする。

- (1) 活動の取りまとめは、教職員側副会長と教職員が行う。
- (2) 対外的活動は役員と教職員が行い、その他の活動は原則として協力員が行う。
- (3) 協力員は年度当初に、活動内容に応じて募集し、決定する。

(広報活動)

第36条 広報活動は、次の通りとする。

- (1) 広報活動を行う場合は、学園側の配付物を視野に入れながら学園を交えて協議し、活動は原則として協力員が行う。

第5章 P. T. A. サークル規程

(規程の目的)

第37条 P. T. A. サークル(以下「サークル」という。)の運営については、規約に定めるもののほか、この規程に定めるところにより行う。

(サークル開設認定の要件)

第38条 サークルは、次の各号に掲げる要件を充たしたときに認定するものとする。

- (1) 活動の趣旨が規約の目的に合致していること
- (2) 構成員の内正会員が10名以上であること
- (3) 活動場所が原則として学園内であること
- (4) 過去1年間において、6回以上定期的な活動実績があること。ただし、災害、社会状況の理由等のやむを得ない場合はこの限りではない。

(サークルの開設認定)

第39条 サークルを開設しようとする者は、前条の規定による「P. T. A. サークル開設申請書」と「サークル構成員名簿」を会長に提出しなければならない。

- 2 サークル開設申請に当っては、現代表委員による紹介を要するものとする。
- 3 会長は、サークル開設の申請があったときは、代表委員会に諮らなければならない。代表委員会における議案の説明は、紹介代表委員がこれを行う。

(認定の継続)

第40条 サークルを継続しようとするときは、毎年年度初めに、次の各号に掲げる事項を記載した文書を会長に提出し、継続認定の申請を行わなければならない。

- (1) 前年度の活動報告
- (2) 新年度の活動計画
- (3) 新年度の代表者、顧問及びサークル構成員名簿（サークル構成員は、新年度における正会員数が10名以上でなければならない）

ただし、(1)は、総会報告文書をもって代えることができる。

- 2 サークルから継続認定の申請があったときは、会長は、代表委員会に報告するものとする。

(サークルの権利及び義務)

第41条 サークルは、次の権利を有し、また、義務を負う。

- (1) サークル発信の印刷物をP. T. A. 配付物として全校配付することができる。印刷費は、P. T. A. 会費をもって充当する。
- (2) サークル活動は、P. T. A. 活動の一環として認められ、P. T. A. 保険の適用対象となることができる。
- (3) サークルは、規約並びに総会・代表委員会の議決を遵守しなければならない。

(顧問)

第42条 サークルは、円滑な活動推進のため、顧問を置く。

- 2 顧問は教職員側会員とする。

(活動報告)

第43条 サークルの活動報告は、総会に報告しなければならない。

(活動の公開)

第44条 サークルの活動は公開するものとし、その予定（日時、場所その他必要事項）は、P. T. A. 掲示板、P. T. A. ニュース等で事前に告知しなければならない。

(サークル構成員の募集)

第45条 サークルは、少なくとも毎年1回サークル構成員を公募しなければならない。この場合において、正会員の加入を拒否してはならない。

第6章 バザー事業規程

(規程の目的)

第46条 バザー事業の運営については、規約に定めるもののほか、この規程に定めるところにより行う。

(書記及び会計)

第47条 バザー委員会は、円滑な活動推進のため、書記及び会計を置く。

(バザー委員の定数)

第48条 バザー委員の定数は、小学校は各学級2名以上、中学校及び高校は各学級1名以上とし、必要に応じて補充することができる。

(バザー協力員)

第49条 バザー事業の円滑な運営のため、バザー委員以外に必要なに応じてバザー協力員を募集することができる。

(会計報告)

第50条 バザー委員長は、バザー終了後速やかに、売上と経費の明細を、代表委員会に報告しなければならない。

(収益金の処分)

第51条 バザー事業による収益金の処分は、代表委員会の議決を経て決定する。収益金には、バザー繰越金を含む。

(バザー事業の監査)

第52条 バザー事業の収支決算は、毎会計年度終了後、会計監査を受けなければならない。

(バザー事業の進め方)

第53条 バザー事業の運営方法についての詳細は、「バザー事業の進め方」に記載する。

第7章 会計規程

(規程の目的)

第54条 この規程は、本会の活動を合理的かつ適正に遂行するため、会計に関する事項を正確迅速に処理して、本会の財務、経理の状況を明らかにすることを目的とする。

(会計単位)

第55条 本会の会計単位は、一般会計及びバザー事業特別会計とし、各会計単位の統括事務は、役員会において行う。

(資産の管理)

第56条 規約第54条（資産の管理）に定める資産の管理は、次の通りとする。

- (1) 収入及び繰越金は、総会で承認された予算に従い、役員会が管理する。
- (2) バザー委員会は、期初に役員会よりバザー預金通帳を受領し、「バザー準備金」、「バザー資金繰越金」を領収すると共に、事業収入を併せて管理する。
バザー資金の出納実務は委員会会計が担当し、管理責任は、委員長が負う。
- (3) 一般会計管理費は、役員会会計が管理する。
- (4) 一般会計管理費は、次のものを指す。
 - イ 運営費
 - ロ 予備費
- (5) 会長は、一般会計管理費の管理責任を負う他、各委員会活動費の最終管理責任を負う。

(勘定科目)

第57条 収支予算編成及び会計報告に当たっての勘定科目の名称及び配列は、別表によるものとし、勘定科目の変更には、代表委員会の承認を得なければならない。

(会計帳簿)

第58条 会計帳簿は、主要簿及び補助簿とし、次の通りとする。

- (1) 主要簿
 - 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - 現金出納帳
 - 預金出納帳

その他収支予算の管理に必要な帳簿

(帳票類)

第59条 P. T. A. 資金の支出に当たって必要とされる帳票類は、次の通りとする。

- (1) すべての支出に関して明星学園P. T. A. 宛の領収書を必要とする。
ただし、講師への謝礼等は、所定の受領書への署名捺印をもって領収書に代えることができる。また、交通費の清算については、所定の清算書によるものとする。
- (2) 高額な支出に際しては、明星学園P. T. A. 宛の見積書、納品書、請求書及び領収書を必要とする。

(記帳)

第60条 収入及び支出は、現金出納帳、銀行預金出納帳及び元帳に記帳し、保管しなければならない。

- 2 銀行預金通帳及び各帳簿の必要記載項目は、資金の流れに従って連動していなければならない。

(金融機関との取引)

第61条 全ての資金について、銀行その他の金融機関との取引を開始または廃止するときは、代表委員会に報告しなければならない。

- 2 金融機関との取引は、「明星学園P. T. A. 会長〇〇〇〇」名義をもって行い、年度毎に当該年度の会長名に変更するものとする。

(会計帳簿、帳票類の引継ぎ)

第62条 銀行預金通帳、各帳簿類及び帳票類は、毎年度、前役員から次期役員に引継がなければならない。

(会計帳簿、帳票類の開示)

第63条 銀行預金通帳、各帳簿類及び帳票類は、会員からの請求があったときには、開示しなければならない。

(収支決算)

第64条 収支決算は、一般会計とバザー事業特別会計に分け、個別に行うものとする。

(収支決算書の構成)

第65条 収支決算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。この場合において予算額と決算額の差異が著しい科目については、その理由を収支決算書の備考欄に注記するものとする。

第8章 監査規程

(規程の目的)

第66条 この規程は、公正かつ適正な監査が実施されることを目的とする。

(会計監査の実施)

第67条 監事は、会計年度が終了し、収支決算書が作成された後、速やかに会計監査を行わなければならない。

(公正不偏)

第68条 監事は、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公平不偏の態度を保持しなければならない。

(監査の方法)

第69条 監査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 会計処理が、規約第55条(会計の原則)に定める会計の原則に則って行われているか否か。
- (2) 会計帳簿に、記載すべき事項の記載があるか否か。
- (3) 会計帳簿に、不実の記載がないか否か。
- (4) 収支決算書の記載が、会計帳簿の記載と合致しているか否か。
- (5) 収支決算書が、本会の財産及び収支の状況を正しく示したものであるか否か。

- (6) 収支決算書の作成に関する会計方針の変更があるときは、この変更が適切であるか否か。
- (7) 収支決算書に附属する明細書に、記載すべき事項の記載があるか否か。
- (8) 収支決算書に附属する明細書に、不実の記載若しくは会計帳簿、収支決算書の記載と合致しない記載がないか否か。
- (9) 監査のため必要な調査をすることができたか否か。

第9章 改正

(改正)

第70条 この規約細則は、代表委員会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

附 則

- 1 この全部改正規定は、代議員会において承認された2002年12月7日から施行する。
- 2 第62条の一部改正及び第19条から第61条まで及び第63条の追加規定は、2003年6月14日から施行する。
- 3 第5条の改正規定は、2004年11月20日から施行する。
- 4 第38条から第46条までの追加規定は、2006年3月18日から施行する。
- 5 別紙-3及び別紙-4の勘定科目「研修費」は、「行事参加関連費」と変更し、2006年5月20日から施行する。
- 6 第21条第2項の追加規程は、別紙-6を追加し、2006年12月9日から施行する。
- 7 入会金の廃止に伴い、別紙-3及び別紙-4の入会金部分を削除、項番については順次繰り上げ、2009年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、2010年3月6日に改正・施行する。
- 9 この細則は、2011年3月5日に改正し、2011年3月6日より施行する。
- 10 別紙-4の「支出の部 II活動費」部分を削除、項番については順次繰り上げ、2011年6月11日から施行する。
- 11 この細則は、2014年11月8日に改正し、2014年11月9日より施行する。
- 12 別紙-6の「総会出欠届」および「総会委任状」に関する細則は、2019年1月12日に改正し、2019年1月13日より施行する。
- 13 第11条（推薦）の規定は、2019年9月7日に改正し、2019年9月8日より施行する。
- 14 細則第2章第29条、第5章第38条（4）は2023年1月28日に改正し、2023年1月29日より施行する。
- 15 細則第1章7条（2）、第12条3、第13条、第15条（1）（2）（3）（4）、第2章第21条2は2024年4月6日に改正し、2024年4月7日より施行する。
- 16 細則9章は旧細則10章（旧細則第9章慶弔規定を削除したことによる）であり、2024年6月29日に改正し、2024年6月30日より施行する。
- 17 細則第6章第49条（バザー協力員）、第53条（バザー事業の進め方）は、2025年4月5日に改正し、2025年4月6日より施行する。

20××年度収支予算書（書式例）

一般会計

年 月 日から 年 月 日まで

(収入の部)				
科 目	(本) 年度予算	(前) 年度予算	増 減	備 考
I 前期繰越金	×,×××	×,×××	×××	
II 会費収入	×,×××	×,×××	×××	
1 保護者会員会費収入	×,×××	×,×××	×××	
2 教職員会員会費収入	×,×××	×,×××	×××	
III 雑収入	×,×××	×,×××	×××	
3 受取利息	×,×××	×,×××	×××	
4 雑収入	×,×××	×,×××	×××	
収入の部合計	×,×××	×,×××	×××	
(支出の部)				
科 目	(本) 年度予算	(前) 年度予算	増 減	備 考
I 運営費	×,×××	×,×××	×××	
1 通信費	×,×××	×,×××	×××	
2 印刷費	×,×××	×,×××	×××	
3 消耗品費	×,×××	×,×××	×××	
4 備品費	×,×××	×,×××	×××	
5 選挙管理費	×,×××	×,×××	×××	
6 慶弔費	×,×××	×,×××	×××	
7 P.T.A. 保険料	×,×××	×,×××	×××	
8 支払い手数料	×,×××	×,×××	×××	
9 私学助成関係費	×,×××	×,×××	×××	
加盟団体分担金	×,×××	×,×××	×××	
行事参加関連費	×,×××	×,×××	×××	
10 総会費	×,×××	×,×××	×××	
11 会議費	×,×××	×,×××	×××	
12 交通費	×,×××	×,×××	×××	
運営費小計	×,×××	×,×××	×××	
II 予備費	×,×××	×,×××	×××	
支出の部合計	×,×××	×,×××	×××	

バザー事業特別会計

(バザー会計有高)

科 目	(本) 年度予算	(前) 年度予算	増 減	備 考
I 前期繰越金	×,×××	×,×××	×××	
II バザー一立上金	×,×××	×,×××	×××	
有高合計	×,×××	×,×××	×××	

20××年度決算報告書（書式例）

一般会計 年 月 日から 年 月 日まで

(収入の部)					
科 目	予 算	※補正予算	決 算	差 異	備 考
I 前期繰越金	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
II 会費収入	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
1 保護者会員会費収入	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
2 教職員会員会費収入	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
III 雑収入	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
3 受取利息	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
4 雑収入	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
収入の部合計	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
(支出の部)					
科 目	予 算	補正予算	決 算	差 異	備 考
I 運営費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
1 通信費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
2 印刷費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
3 消耗品費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
4 備品費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
5 選挙管理費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
6 慶弔費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
7 P.T.A. 保険料	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
8 支払い手数料	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
9 私学助成関係費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
加盟団体分担金	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
行事参加関連費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
10 総会費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
11 会議費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
12 交通費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
運営費小計	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
II 予備費	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
III 次期繰越金	×,×××	×,×××	×,×××	×××	
支出の部合計	×,×××	×,×××	×,×××	×××	

※ 補正予算を編成しなかった年度は、この欄を削除する。

バザー事業特別会計

(収入の部)		
科 目	決 算	備 考
I 前期繰越金	×,×××	
II バザー立上金	×,×××	
III 本年度純利益	×,×××	
IV 預金利息	×,×××	
収入の部合計	×,×××	
(支出の部)		
科 目	決 算	備 考
I 収益金支出	×,×××	
1 寄付	×,×××	
2 物品等購入費	×,×××	
II 支払手数料	×,×××	
III バザー準備金	×,×××	
IV 次期繰越金	×,×××	
支出の部合計	×,×××	

20××年度一般会計貸借対照表 (財産目録・書式例)

20××年 月 日現在

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
現金手許有高	×,×××	剰余金	×,×××
普通預金	×,×××	(前期繰越剰余金)	(×,×××
〇〇銀行〇〇支店	×,×××	(当期剰余金)	(×,×××
△△銀行△△支店	×,×××		
合計	×,×××	合計	×,×××

20××年度バザー事業特別会計貸借対照表 (財産目録・書式例)

20××年 月 日現在

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
現金手許有高	×,×××	バザー事業準備金	×,×××
普通預金	×,×××	剰余金	×,×××
〇〇銀行〇〇支店	×,×××	(前期繰越剰余金)	(×,×××
△△銀行△△支店	×,×××	(当期剰余金)	(×,×××
合計	×,×××	合計	×,×××

※ 剰余金≧前期繰越金の場合

$$\text{剰余金} = \text{前期繰越金} + \text{当期剰余金}$$

※ 剰余金<前期繰越金の場合・・・科目の表記が変わります。

$$\text{剰余金} = \text{前期繰越金} - \text{当期損失} \quad (\blacktriangle \times, \times \times \times \text{で表記})$$

個人情報保護規程

施行 2011年3月6日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、明星学園保護者と教職員の会（以下「P. T. A.」という。）が取得し保有する個人情報を適切に保護することを目的とする。

(規程の対象)

第2条 この規程は、P. T. A. が保有する個人情報を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

P. T. A. が業務遂行に伴って取得する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）をいう。

P. T. A. における個人情報を以下に例示する。

「総会資料」、「P. T. A. ニュース」、「道」、「ぎんなん」等個人情報が含まれる文書、P. T. A. が主催する各種行事への参加申込書、参加者のアンケート用紙等の資料

(2) 個人情報データベース

特定の情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順、学年・組順など）に従つて整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索できるよう目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態にしているものをいう。紙媒体、電子媒体を問わない。

P. T. A. における個人情報データベースを以下に例示する。

学級代表・バザー委員名簿、役員・監事名簿、各協力活動協力員・委員会名簿、P. T. A. サークル名簿、役員・代表委員連絡網、各協力活動協力員連絡網・委員会連絡網、各種行事の参加者名簿等の資料

(3) 個人データ

個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

(4) 本人

個人情報によつて識別される個人をいう。

第2章 個人情報の取得

(個人情報取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、取得目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(個人情報取得方法)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によつて行わなければならない。

(本人からの直接取得)

第6条 P. T. A. 会員または児童生徒から直接個人情報を取得するときは、個人情報の取扱いに関する次の事項を書面で告知しなければならない。

(1) 個人情報の利用目的

(2) 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止及び消去を請求する際の手続き

(本人以外の者からの間接取得)

第7条 本人以外の者から間接的に個人情報を取得する場合は、個人情報の提供者が適法かつ公正な手段により当該個人情報を取得し、第三者に提供するために必要な本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

(特定の個人情報取得の禁止)

第8条 次の各号に掲げる個人情報の取得及び利用は、行ってはならない。

- (1) 人種及び民族
- (2) 門地及び本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 宗教、思想、信条、政治的見解及び労働組合への加入
- (4) 前各号に準ずる個人の心身に関する情報

(個人情報取得の手続き)

第9条 新たに特定の個人情報を取得する場合には、個人情報管理責任者の承認を得なければならない。

(共同利用を目的とする個人情報取得)

第10条 学校法人明星学園から共同利用を目的として個人情報（児童生徒名簿、教職員名簿）を取得するときは、予め学校法人明星学園との間で、「個人情報保護に関する合意書」を取り交わさなければならない。

- 2 学校法人明星学園から共同利用を目的として提供を受ける個人情報の取扱いについては、上記「個人情報保護に関する合意書」によるものとし、上記合意書に別段の定めのないものについては本規程によるものとする。

第3章 個人情報の利用

(目的内の利用)

第11条 個人情報の利用は、P. T. A. が公表または本人に通知し、明示した利用目的の範囲内で行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 本人または公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(目的の変更及び目的外の利用)

第12条 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内とし、変更された利用目的について本人に通知または公表しなければならない。

- 2 利用目的の範囲を大きく超えて個人情報を利用する場合は、事前に本人の同意を得なければならない。

(利用目的の範囲)

第13条 個人情報は、次に掲げる通常業務で想定される利用目的について使用するものとし、データの配付範囲は、利用目的に即して限定するものとする。

	個人情報	利用目的	配付範囲
(1)	学級代表・バザー委員名簿	P. T. A. 組織運営全般に関する諸連絡	役員、監事、代表委員、学級代表、バザー委員
(2)	役員・監事名簿	役員会、監事会運営に関する諸連絡	役員、監事
(3)	役員・代表委員連絡網	代表委員会運営に関する諸連絡	役員、監事、代表委員
(4)	協力活動・委員会連絡網	協力活動・委員会内の諸連絡	協力活動協力員・委員
(5)	P. T. A. サークル名簿	P. T. A. サークルの認定 P. T. A. サークル内の諸連絡	役員、P. T. A. サークル員
(6)	各種行事の参加者名簿	各種行事の記録、関係会議への報告	行事主催者、関係会議出席者
(7)	各種行事のアンケート	各種行事の記録、関係会議への報告	行事主催者、関係会議出席者
(8)	児童生徒名簿	P. T. A. 組織運営全般に関する諸連絡	役員
(9)	教職員名簿	P. T. A. 組織運営全般に関する諸連絡	役員

(個人情報の入出力、保管等)

第14条 個人情報のコンピュータへの入力、出力及び個人情報を記録した名簿等の文書並びに電子データの保管は、個人情報管理責任者が行うものとする。

- 2 各種名簿、連絡網等の個人情報データベースの配付範囲は、第13条の表に定める対象者に限定し、配付対象者は、各自1部を所持するものとし、複写してはならない。

- 3 児童生徒名簿についてはP.T.A.役員が所持し、P.T.A.役員による保管については個人情報管理責任者の監督に服するものとする。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第15条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

- 2 P.T.A. 会員または関係者から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の希望を受けた場合は、各部署責任者が窓口となり、個人情報管理責任者は、速やかに処理しなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第16条 個人情報管理責任者は、個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において、合理的な安全対策を講じなければならない。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第17条 情報処理や作業を第三者に委託するために、個人情報を第三者に委託する場合には、委託担当者は、事前に個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 個人情報の処理を第三者に委託する場合は、「個人情報保護に関する誓約書」を取得しなければならない。「個人情報保護に関する誓約書」の書式は、別に定める。

(個人情報の第三者への提供)

第18条 個人情報は、次の各号に掲げる場合のほかは、第三者に提供することができない。

- (1) 本人の同意を得た場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 管理体制

(個人情報管理責任者)

第19条 会長は、役員の中から1名個人情報管理責任者を任命し、P.T.A. 内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の取得、管理、利用その他取扱い一切について統括的な責任と権限を有する。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程に基づいて作成される文書（電磁的文書を含む）を管理する。
- 4 個人情報管理責任者は、各委員会に個人情報管理担当者を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

第6章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第20条 業務上保有する必要のなくなった個人情報は、次に掲げる方法等により、確実かつ速やかに廃棄または消去しなければならない。

- (1) 個人情報を記した文書等を廃棄する場合は、シュレッダーによる裁断、焼却または溶解等により、読み取り不能とする。
- (2) 個人情報を記録した電子媒体を廃棄する場合は、個人情報を完全に消去する。

第7章 規程の改正

(規程の改正)

第21条 個人情報管理責任者は、適宜本規程を見直し、改正が必要と認めるときは、会長に具申しなければならない。会長は、上記具申を受けた場合で、本規程の改正を至当と認めるときは、代表委員会に諮らなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2005年10月15日から施行する。
- 2 この規程は、2010年3月6日に改正・施行する。
- 3 この規程は、2011年3月5日に改正し、2011年3月6日より施行する。
- 4 個人情報保護規定第3章第14条3項は2023年2月25日に改正し、2023年2月26日より施行する。

個人情報保護に関する合意書

記

学校法人明星学園（以下「甲」と言う。）及び明星学園保護者と教職員の会（以下「乙」と言う。）と、明星会（以下「丙」と言う。）及び明星学園後援会（以下「丁」と言う。また「乙」乃至「丁」を「乙ら」と言う）とは、甲が乙らに対して提供する児童・生徒及び保護者に関する個人情報の保護について以下のとおり合意する。

1. 乙らは、甲と共同して、甲から提供を受ける児童・生徒及び保護者に関する個人情報（以下「個人情報」と言う。）を、甲の教育活動の円満な遂行及び発展を図るため行う乙らの活動に必要な乙らの会員の把握、乙らからその会員に対する連絡、文書送付及び会費徴収事務遂行を目的として利用するものとする。甲は、乙らが上記目的で甲と共同利用するために個人情報を乙らに提供するものとする。
- (2) 乙らは、上記目的以外に個人情報を利用してはならない。乙らが、上記目的以外に個人情報を利用しようとするとき、または第三者に提供しようとするときは各自の責任で予め当該個人情報の本人から同意を得なければならない。
2. 乙らが、甲から提供を受ける個人情報は次のものとする。
児童・生徒の住所、氏名、性別、電話番号、学年、組、保護者名
乙及び丙については、更に甲の役員及び教職員の氏名、住所及び電話番号
3. 乙らは、それぞれ個人情報保護規程を設けて甲の承認を得、同規程に従って甲から提供を受けた個人情報を管理しなければならない。個人情報保護規程を変更する場合も同様とする。
- (2) 甲は、必要に応じて何時でも、乙らに対して、乙らによる甲が提供した個人情報の利用及び保護に関する報告を求め、または調査をすることができる。
4. 乙らは、甲から、甲が提供した個人情報について、訂正、追加、削除、利用の停止、消去等（以下「訂正等」と言う。）の請求を受けたときは、直ちに請求に応じて訂正等の措置を採るものとし、甲に対して措置後遅滞なくその報告をしなければならない。
5. 乙らは、甲から提供を受けた個人情報の本人から直接訂正等の請求を受けたときは、直ちに甲に通知して、甲の指示を求めなければならない。
6. 乙らは、甲から提供を受けた個人情報で保有期間の満了その他の理由で保有の必要を失ったものについて、速やかに当該個人情報を削除しかつ遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
7. 乙らは、甲から提供を受けた個人情報が紛失、改竄、漏洩するなどの事態が生じたときは、直ちに甲に報告して、甲の指示を仰ぎ適切な措置を講じなければならない。
8. 乙らは、甲から提供を受けるデータ化されていない児童生徒の作品、活動状況を撮影した写真等の情報についても、十分に当該本人のプライバシー保護に留意し、甲の指示に従って利用、管理及び訂正等を行わなければならない。
9. 本合意書に基づく乙らの甲に対する報告及び通知は、いずれも文書で行うものとする。

平成17年7月12日

(甲) 学校法人明星学園、(乙) 明星学園保護者と教職員の会、(丙) 明星会、(丁) 明星学園後援会
各団体 代表者署名 公印捺印

各会議・機関の性格・構成と権能・任務

議決機関（意思決定機関）・選任機関

会 議	構 成	権 能・任 務
総 会	正 会 員	最高議決機関 1. 規約の改正 2. 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事 3. 事業計画及び収支予算の決定と変更 4. 役員の選任と解任に関する事 5. 監事の選任に関する事 6. その他の重要事項に関する事
代表委員会	役 員 代表委員	総会に次ぐ議決機関 1. 細則・内規の改正 2. 総会の議決した事項の執行に関する事 3. 総会に付議すべき事項に関する事 4. 役員及び監査候補者の選出に関する事 5. 特別委員の選出に関する事 6. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

代表機関・業務執行機関

会 議	構 成	権 能・任 務
役 員 会	役 員 (会 長) (副会長) (書 記) (会 計)	1. 計画案の作成 (1) 代表委員会に提出する議案の作成 (2) 事業計画及び事業報告案の作成 (3) 予算及び決算案の作成 (4) その他会長が必要と認める事項 2. 総会、代表委員会の議決に基づき、本会の全般に亘る会務を執行する。 3. 外部に対し、会を代表する。

機 関	構 成	任 務
学級保護者会	正 会 員 (学 級 単 位)	・教育ならびに児童生徒に関する一切の問題について十分な話し合いを行う。
学年学級委員会	学 級 代 表	・各学年間の連絡調整を図り、各学級の運営に協力するとともに、他の機関に属さない事業を行う。

協 力 活 動	協 力 活 動 協 力 員	・協力要請に基づいた協力態勢で行う。
---------	---------------	--------------------

特 別 委 員 会	特 別 委 員 (会 員 よ り 選 出)	・代表委員会が委任した特命事項の検討。代表委員会への検討結果の報告。
-----------	--------------------------	------------------------------------

代表委員会構成員定数（例：高校18クラスの場合）

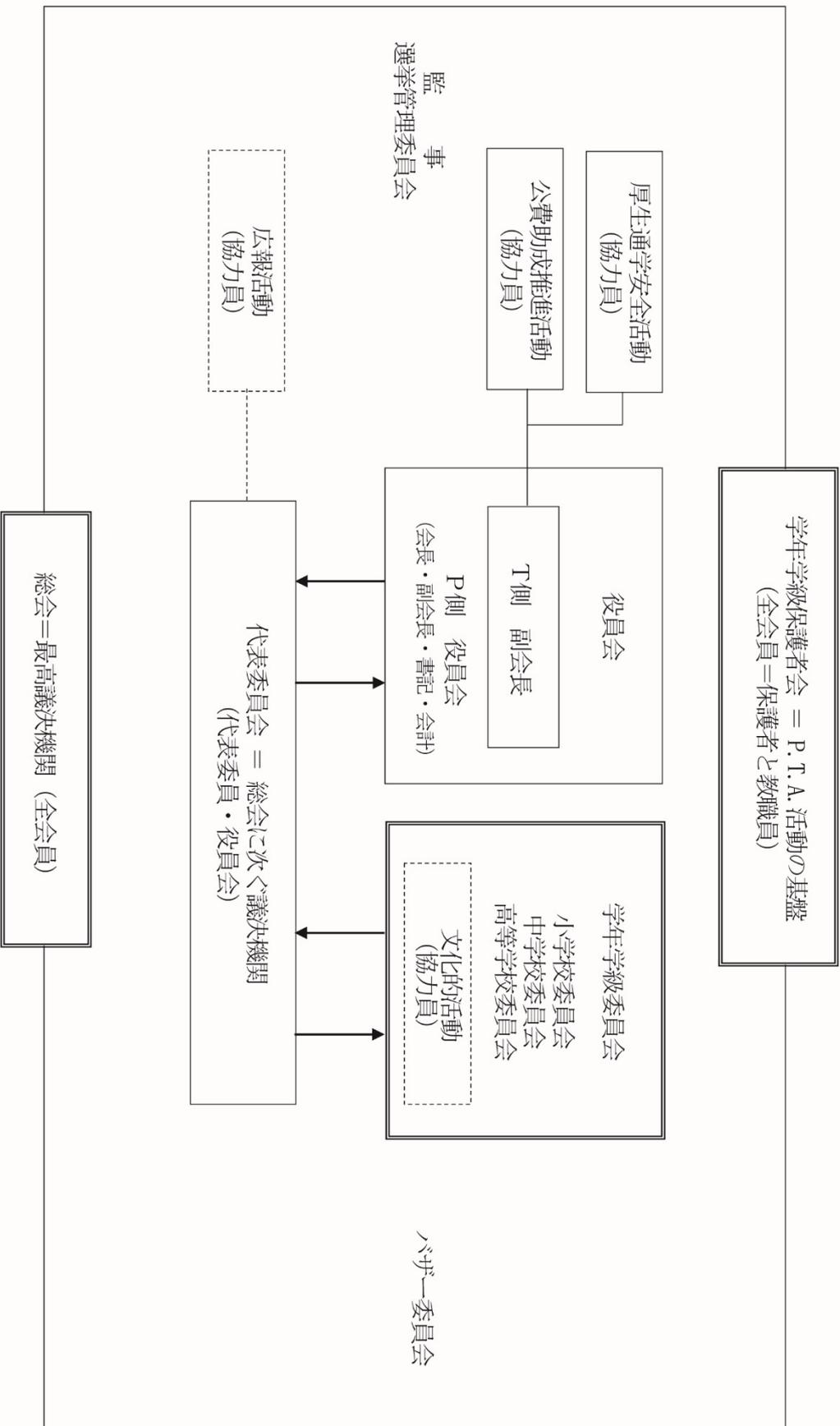
	役員					代表委員						合計
	会長	副会長	書記	会計	合計	小学校	中学校	高校	バザー委員長他	学年学級委員長	合計	
保護者側	1	3	3	2	9	12	12	18	2	(3)	44～47	53～56
教職員側	—	3	—	—	3	1	1	1	—	—	3	6
合計	1	6	3	2	12	13	13	19	2	(3)	47～50	59～62

規約・細則の構成

この規約・細則の構成は、次の通りとしました。

第〇章 ××××	← 章
第〇節 ××××	← 節（「会議」の章のみに使用）
(××××)	← 見出し
第〇条 ××××××××××××××××××	← 条
2 ××××××××××××××××××	← 項（第1項には、番号を付けない）
(1) ××××××××××××××××××	← 号
イ ××××××××××××××××××	

明星学園 P. T. A. 組織図



会議の進め方

— 総会編 —

(1) 議長の選出【規約 第21条】

総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(2) 定足数の確認【細則 第21条】

議長は、総会成立の定足数を確認し、報告しなければならない。

(3) 議長の職務【細則 第22条】

議長は、議事次第に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

2 議長は、出席した会員の発言を不当に制限してはならない。

(4) 議事の開閉【細則 第23条】

議事の開閉は、議長が宣する。

(5) 議案の説明【細則 第24条】

議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、他の者に説明させることができる。

(6) 議事の進行【細則 第25条】

議長は、採決を必要とする事項（審議事項）と採決を必要としない事項（報告事項）を区分して、議事を進めなければならない。

2 議長は、審議事項については、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分して、議事を進めなければならない。

(7) 討議【細則 第26条】

会員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 会員は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。

(8) 議長の討議【細則 第27条】

議長は、その職務を行っている間は、討議に加わることはできない。

(9) 議決【規約 第23条】

総会における議決事項は、あらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(10) 緊急議案の提出【細則 第28条】

会員は、議事運営に関する事項について、いつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

3 緊急議案は、他の議案に優先して審議されなければならない。

(11) 議決権【規約 第24条】

正会員は、1家庭あたり各1個の議決権を有する。

明星学園のP. T. A. 会費は、児童生徒数ではなく家庭単位に徴収されています。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事に加わることはできない。

(12) 採決の方法【細則 第29条】

採決は、「挙手」または「起立」のいずれかの方法によるものとする。

2 挙手及び起立は、賛成または反対のいずれか一方について行うものとする。

(13) 修正案の採決【細則 第30条】

原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が2つ以上あるときは、議長は、修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(14) 採決結果の宣言【細則 第31条】

議長は、議案の採決を行ったときは、その結果を報告してその議案の決定を宣ししなければならない。

以上

会議の進め方
— 代表委員会編 —

(1) 議長の選出【規約 第30条】

代表委員会の議長は、その代表委員会において、出席代表委員会構成員（役員及び代表委員）の中から選出する。

(2) 定足数の確認【細則 第21条 準用】

議長は、代表委員会成立の定足数を確認し、報告しなければならない。

(3) 議長の職務【細則 第22条 準用】

議長は、議事次第に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつこれを維持しなければならない。

2 議長は、出席した会員の発言を不当に制限してはならない。

(4) 議事の開閉【細則 第23条 準用】

議事の開閉は、議長が宣する。

(5) 議案の説明【細則 第24条 準用】

議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、他の者に説明させることができる。

(6) 議事の進行【細則 第25条 準用】

議長は、採決を必要とする事項（審議事項）と採決を必要としない事項（報告事項）を区分して、議事を進めなければならない。

2 議長は、審議事項については、提出された議案について説明、討議、採決の順に区分して、議事を進めなければならない。

(7) 討議【細則 第26条 準用】

会員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を述べることができる。

2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては氏名を告げなければならない。

3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。

4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。

5 会員は、他の者の発言を不当に圧迫または抑制してはならない。

(8) 議長の討議【細則 第27条 準用】

議長は、その職務を行っている間は、討議に加わることはできない。

(9) 議決【規約 第33条】

代表委員会の議事は、出席した代表委員会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(10) 緊急議案の提出【細則 第28条 準用】

会員は、議事運営に関する事項について、いつでも緊急議案を議長に提出することができる。

2 議長は、緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。

3 緊急議案は、他の議案に優先して審議されなければならない。

(11) 議決権【規約 第34条】

代表委員会構成員は、各1個の議決権を有する。

2 代表委員会の議決について、特別の利害関係を有する代表委員会構成員は、その議事に加わることができない。

(12) 採決の方法【細則 第29条 準用】

採決は、「挙手」または「起立」のいずれかの方法によるものとする。

2 挙手及び起立は、賛成または反対のいずれか一方について行うものとする。

(13) 修正案の採決【細則 第30条 準用】

原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

2 修正案が2つ以上あるときは、議長は、修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(14) 採決結果の宣言【細則 第31条 準用】

議長は、議案の採決を行ったときは、その結果を報告してその議案の決定を宣ししなければならない。

以上

参考

明星学園P. T. A. 規約は1978年（昭和53年）に制定された後部分改正を繰り返した結果、自己矛盾を起こしている部分、実際の運営と規約が違うまま放置されている部分等が存在し、全面的に見直す必要があるとのことから、2000年度2月会員有志による「規約を考える会」が立ち上げられました。

2001年度10月にはP. T. A. の機関として規約改正特別委員会が発足し、2001年度・2002年度の2年間に亘り活動を行いました。規約全部改正に向けて行われた規約改正特別委員会の活動と規約改正の記録を以下に記載します。

【2001年度】

規約改正特別委員会報告（2002年度定時総会資料より）

1. 活動報告

- 7月7日の代議員会において特別委員会の設立が承認され、委員を公募し10月13日から活動を開始した。
- 基本方針
 - ・ 根本的なP. T. A. のあり方には触れず、組織の直接的な運営に関わる事項の改善を目指す。
 - ・ 以下の各項目について課題を整理する。
 - (1) 規約の中で自己矛盾を起こしてしまっている部分
 - (2) 実際の運営と規約の規定が違ってしまっている部分
 - (3) 条文に加筆、変更が必要な部分→現在の条文が説明不足である部分
 - (4) 新たに追加する事が必要な部分→習慣的に処理されているもので、明文化した方がよいと思われるもの
 - (5) 制度の変更に関する部分→各会議の定足数規定など

● 委員会開催状況

- 第1回 2001. 10 / 13 (土)
- 第2回 2001. 11 / 17 (土)
- 第3回 2001. 12 / 1 (土)
- 第4回 2002. 1 / 19 (土)
- 第5回 2002. 2 / 9 (土)

● 2002. 3 / 2の代議員会に最終報告を提出した

2. 決定事項（3 / 2の代議員会決議）

- (1) 「役員任期」及び「常任委員の選出」に関する部分は、2002年度総会に改正案を上程する
- (2) 特別委員会の任期を1年間延長し活動を継続する。ただし、新年度において定員の追加募集を行う

3. 今後の課題

- (1) 条文毎の詳細検討と会員からの意見の聴取
- (2) 未検討事項の整理
- (3) 改正条文案の作成

規約・細則改正（2002年度定時総会報告より）

P. T. A. 規約第19条第1項（定時総会）、第3項（常任委員の選出）及び細則第2条（選挙の期日）改正は賛成多数により承認

【2002年度】

規約改正特別委員会報告（2003年度通常総会資料より）

1. 活動報告

本委員会は、昨年度に引き続き規約及び規約に付帯する細則の改正についての課題に取組み、随時検討結果について、常任委員会、代議員会に報告して参りました。この内、選挙規程と慶弔規程については、12月7日の代議員会において最終案が、一部修正の上可決され、即日施行されることになりました。また、2月5日には、「報告書」と「規約改正案（特別委員会原案）」を全校配付し、2月15日には、公聴会を実施致しました。これと並行して、FAXなどで、広く会員からの意見を頂き、3月11日には、この意見をまとめた資料を全校配付致しました。続いて、4月12日の代議員会に

において、会員からの意見を反映した改正原案の総会上程が議決されました。

会議開催状況

	実施日	内 容
第1回委員会	2002年6月8日(土)	会の活動予定・方針
第2回委員会	2002年7月20日(土)	常任委員会の資料の内容検討
第3回委員会	2002年8月24日(土)	1. 選挙規定に関する答申案検討 2. 細則(選挙規定)改正案検討 3. 代議員向けアンケート内容検討
第4回委員会	2002年9月28日(土)	代議員向けアンケート調査集計
第5回委員会	2002年10月26日(土)	会計規程検討
第6回委員会	2002年11月23日(土)	1. 入退会規程検討 2. 慶弔規程検討 3. 各専門部の性格。役割の整理 4. P. T. A. ニュース作成元の検討 5. バザーの位置付け検討
(代議員会)	2002年12月7日(土)	細則改正案可決
第7回委員会	2002年12月14日(土)	「報告書」、「規約改正案(特別委員会原案)」検討
第8回委員会	2003年1月11日(土)	公聴会準備
(代議員会)	2003年1月18日(土)	「報告書」「規約改正案(特別委員会原案)」の全校配付と公聴会開催を議決。
(資料配付)	2003年2月5日(水)	「報告書」「規約改正案(特別委員会原案)」を全校配付。
(公聴会)	2003年2月15日(土)	
第9回委員会	2003年2月22日(土)	公聴会報告
(資料配付)	2003年3月11日(月)	「意見集」を全校配付。
第10回委員会	2003年3月22日(土)	まとめ
(代議員会)	2003年4月12日(土)	「改正案」総会上程議決。

2. 決定事項

- (1) 2002年12月7日の代議員会議決
 - ・細則(選挙規程、慶弔規程)の改正
- (2) 2003年4月12日の代議員会議決
 - ・特別委員任期の通常総会までの延長
 - ・規約最終改正案の通常総会上程

規約改正(2003年度通常総会報告より)

第6号議案(規約改正)は、原案第10条(退会)及び第11条(抛出金品の不返還)を削除した上で改正することが承認81名(総数103名)により承認された。

【2006年度】

規約一部改正(2006年度末通常総会報告より)

一括採決され、原案通り可決された。(出席者賛成挙手: 43)

下記の条項は従来通りとする。附則第8項[次に掲げる規定については、施行の日(2003年5月24日)から3年を経過した後に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。]は削除とし、第9項・第10項が繰り上がる。

第14条(役員の解任)

第22条(総会の定足数)

第24条(総会の議決権等)第2項(委任状)、第5項(処分対象者の議事不参加)

第31条(代議員会の定足数)

【2009年度】

2009年9月12日にP. T. A. 改革特別委員会が発足された。P. T. A. の現状について話し合い、新たな活動のスタイルと組織についての内容が提起された。提起された事項に基づき代議員会において審議された結果、2009年度検討できなかった事項については次年度への申し送りとした。改革決定事項を受けた部分についての改訂をし、2010年度は暫定規約に基づく活動を行うことが第9回代議員会にて承認された。これを受け、第9回代議員会にて改革内容に基づく暫定規約の総会上程の承認、2009年度年度末総会において暫定規約の改正が承認された。

【2010年度】

2009年度申し送り事項の規約について、2010年度第3回代表委員会にてその検討内容を役員及び会員の中から募集し、役員会にて行う旨を提案、承認された。検討会内容については、随時代表委員会にて報告された。細則の改訂内容については第9回代表委員会にて提案、第10回代表委員会にて承認された。本規約改訂内容については第9回代表委員会にて提案、第10回代表委員会にて総会上程の承認、2010年度年度末総会において規約の改正が承認された。

* 検討会開催状況

	実施日	内容
第1回検討会	2010年11月6日(土)	会の活動予定・方針 規約・細則及び校正箇所 の提起 規約改訂箇所の検討
第2回検討会	2010年11月20日(土)	規約改訂箇所の検討
第3回検討会	2010年12月4日(土)	細則改訂箇所の検討
第4回検討会	2010年12月18日(土)	校正箇所の検討 年度末総会案及び代表委員会案の作成
第5回検討会	2011年1月8日(土)	年度末総会案及び代表委員会案の確認
第9回 代表委員会	2011年1月22日(土)	規約改訂案総会上程及び細則改訂（代表委員会承認議案）の提案
第10回 代表委員会	2011年2月12日(土)	規約改訂案総会上程議決及び細則改訂（代表委員会承認議案）の承認
2010年度 年度末総会	2011年3月5日(土)	規約部分改訂の承認

【2013年度】

規約一部改正

年度末総会にて賛成多数により承認された。

(事業報告及び収支決算)

第61条2 決算上剰余金を生じたときは、次期繰り越しとする。ただし、剰余金が前年度会費収入の5分の1を超える場合には、5分の1を超えた金額を総会の議決を経て、処分を決定する。

【2023年度】

規約一部改正

細則、本則に至るまで多岐にわたる内容の中には、時代に応じて見直しが必要な項目も散見されることから、2023年度、規約改正を目的とする特別委員会を発足させ検討を開始。

その後の2023年度第5回代表委員会（2024年4月6日）および2024年度年度初総会（2024年6月29日）を経て、規約本則第2章活動(7)、細則「第9章 慶弔規程」の削除、および、「第1章選挙規定」の改正、別紙1、2、6が削除された。

【2024年度】

規約一部改正

役員会運営、バザー事業運営の実態に即した規約改正を目的として特別委員会を発足させ検討を開始。2024年度第5回代表委員会（2025年4月5日）および2025年度年度初総会（2025年6月21日）を経て、規約第5章（会議）、第10章（バザー事業）、細則「第6章 バザー事業規程」、別紙1、2、3が改正された。

発 行	2025 年 8 月
発 行 者	明星学園 P. T. A. 会長 飯室たみ代
作 成	2025 年 8 月
印刷部数	0 部 (PTA サイトにて公開)